



特別障害者・障害児福祉手当、 特別児童扶養手当のご案内

■対象

【特別障害者手当】

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳以上の人。

【障害児福祉手当】

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳未満の児童

【特別児童扶養手当】

身体または精神に中度以上の障がいがある（日常生活で、介護・支援を必要とする疾病・傷病を持つ）20歳未満の児童を養育している人。

■支給額（月額）

- ・特別障害者手当 26,000円
- ・障害児福祉手当 14,140円
- ・特別児童扶養手当 1級 49,900円
2級 33,230円

※一定以上の所得の人、長期入院等の人是对象外となる場合があるため、詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ

本庁 障がい福祉課 障がい総務係
☎40・7251 FAX25・5440



生活習慣病のリスクを 高める飲酒量にご注意を!

がん、高血圧、脳出血、脂質異常症などの生活習慣病のリスクは一日平均飲酒量とともに上昇するといわれています。また、一般に女性は男性に比べて肝臓障害など飲酒による臓器障害を起こしやすいようです。お酒は適量で楽しみましょう。

生活習慣病のリスクを高める飲酒量

- 男性は1日に純アルコール40g以上
- 女性は1日に純アルコール20g以上

純アルコール20gとは？

飲料の種類 (アルコール度数)	飲料の量
ビール (5%)	500ml (中瓶1本)
缶チューハイ (5%)	500ml (350ml缶1本半)
日本酒 (15%)	160ml (1合弱)
焼酎 (25%)	100ml (1/2合強)
ワイン (12%)	200ml (グラス2杯弱)

◎問い合わせ

健康づくり課 健康推進係(ほほえみ館)
☎40・7283 FAX30・0115



佐賀市 掲示板



冬の交通安全 県民運動

■期間 12月15日(月)～24日(水)

■運動の重点

①子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は、子どもと高齢者に対する思いやりのある運転に努める。

②早めのライト点灯による夜間の交通事故防止

車のライトはハイビーム(上向き)が原則で、対向車や前に車がある場合は、ロービーム(下向き)にする。冬は日没が早いので早めにライトを点灯する。歩行者・自転車利用者は反射材用品を着用する。

③飲酒運転の根絶

忘年会など飲酒の機会が増えるため、気を引き締め、絶対に飲酒運転をしない。

④追突事故の防止

適切な車間距離の保持、3秒前・30メートル手前の方向指示器による合図の徹底、時間に余裕を持った行動を心掛ける。

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」

◎問い合わせ

生活安全課 交通安全・防犯係(アイ・スクエアビル1階)
☎40・7012 FAX40・2050



宝くじ助成で 防災用資機材を整備

新栄校区の坂井自治会自主防災組織では、宝くじの助成を活用して、災害による被害を軽減するため、100点の防災用資機材を整備されました。

整備された防災用資機材は、非常時への備えや、毎年実施されている防災訓練で活用されます。

※宝くじ助成…宝くじの社会貢献広報事業で、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているコミュニティ助成。



◎問い合わせ

本庁 消防防災課 防災係
☎40・7013 FAX24・3187